

入札に関する質疑

件名	(工事) 8129_貫抜一号幹線排水路伏越部改修工事	
受付日	質疑	回答
6/22	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工中の既設排水路の切廻しはどの様にお考えでしょうか。</li> <li>・ 施工時、既設取付管は閉塞することになると思われますが、切廻し等はお考えでしょうか。</li> <li>・ 伏越部の水道管撤去は、関係機関との協議は済んでいますでしょうか。また、撤去時期に制約等がありますでしょうか。</li> <li>・ 工事説明書（特記仕様書）の6仮設備関係に【・工事用水等は・・・】との記載がありますが、湧水等の排水設備も含まれるのでしょうか。含まれる場合、既存水路への直接放流可能と考えてよろしいでしょうか。直接放流が不可で排水処理設備等が必要な場合は変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</li> <li>・ 工事説明書（特記仕様書）の7交通関係に【・看板による工事予告・・・。十分な周知を行わない限り、現場着手を認めない。】との記載があります。これは予告看板の1週間以上前設置を示すもので、案内図から読み取れる総合病院、老人保健施設、老人ホームを利用される、任意の第三者を考慮するものではないと考えてよろしいでしょうか。</li> <li>・ 施工条件明示書の3施工条件【1】5は無しとなっており、【※ただし・・・】との記載があります。【※ただし・・・】の対象は設計段階で台帳等に記録のあるものはすべて調査及び協議確認済で、掘削時の不明管等を示すものと考えてよろしいでしょうか。その為、3施工条件【7】の工事支障物も無しと示されていると理解してよろしいでしょうか。</li> <li>・ 積算諸条件調書の経費等情報で現場環境改善費計上区分が計上なしとなっており、令和8年4月に国交省より『熱中症対策について』事務連絡が発せられています。熱中症又は防寒対策にかかる費用は全て設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>回答作成中</p>

6/22	1	<ul style="list-style-type: none"><li>・設計積算書の第0110号に仮設材の運搬距離が0.5kmにて計上されています。積算基準では県庁所在地からの距離になるものと思われます。設計変更協議対象となるのでしょうか。または0.5km以内に資材調達可能な施設が存在するというお考えでしょうか。又、敷鉄板材料に伴う費用の計上が有りませんが支給品でしょうか。</li><li>・設計積算書の第0104号に常時排水の排水量区分が0以上120(m<sup>3</sup>/h)未満にて計上されております。既設水路の河積計算上から判断されているものなのでしょうか。これを上回る排水量となる場合は災害認定になるものと考えてよろしいでしょうか。</li><li>・設計図面全20葉の内第20号の左上にボックスカルバートの最後2本は落とし込みとの記載があります。両端から掘付する為、最後の2本は施工上の伸び等を確認した後に製作するものと考えられます。全体工期から推測すると、出水期を跨ぐ計画と思われますが、数量計算書の水替工に記載された常時排水91日間を上回るものと想定されます。最後2本の製作期間中に出水等が発生した際の復旧作業は変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。また、計画全体工程表を開示いただけないでしょうか。</li><li>・取付管接続に伴うボックスカルバートの削孔費の計上が有りませんが設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</li></ul>	回答作成中
------	---	---	-------